

平成 22 年度世羅町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び世羅町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年世羅町条例第 3 号）第 4 条の規定に基づき、平成 22 年度の世羅町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成 22 年 11 月

世羅町長 山口 寛昭

1 職員の給与に関すること

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません（地方公務員法第 24 条第 1 項、第 3 項、第 6 項）。

1 人件費の状況（普通会計決算）

（平成 21 年度）

住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) H20 年度の人件費率
H22. 3. 31 現在 18, 229 人	千円 12, 152, 653	千円 209, 982	千円 1, 873, 155	% 15. 41	% 16. 01

(注) 1 実質収支とは当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度への繰り越すべき財源を控除したものである。

2 人件費には議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、共済費等を含む。

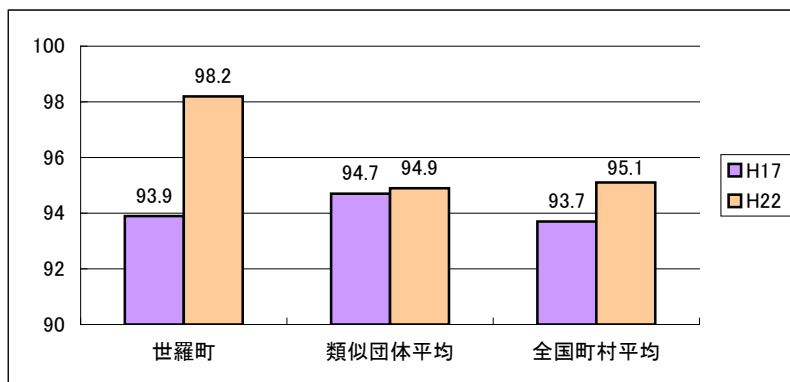
2 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
H21 年度	193 人	千円 699, 946	千円 84, 592	千円 277, 464	千円 1, 062, 002	千円 5, 503	千円 5, 710

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成 21 年 4 月 1 日現在の人数である。

3 ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1 号給の給料月額	135,600 円	185,800 円	222,900 円	261,900 円	289,200 円	320,600 円
最高号給の給料月額	243,700 円	309,200 円	357,200 円	393,800 円	406,500 円	428,600 円

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

1 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
世羅町	42.3 歳	325,804 円	359,991 円	353,531 円
広島県	44.1 歳	353,704 円	426,867 円	385,019 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
類似団体	43.6 歳	323,745 円	363,579 円	348,099 円

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間 (広島県)			参考 A/B
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 A	平均給与 月額 (国ベース)	対 応 す る 民 間 の 類 似 職 種	平均 年齢	平均給与 月額 B	
世羅町	53.0 歳	5 人	393,094 円	403,314 円	403,314 円	調理士	42.1 歳	249,300 円	1.62
広島県	53.8 歳	14 人	380,460 円	442,219 円	394,209 円				1.77
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	—	322,291 円				—
類似団体	48.1 歳	17 人	289,031 円	308,371 円	300,673 円				1.24

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
世羅町	6,581,777 円	3,338,900 円	1.97

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成 18~20 年の 3 ヶ年平均)
 ※年収ベースの「公務員 C」及び「民間 D」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 22 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 公務員においては臨時・非常勤等非正規職員を含まないが、賃金構造基本統計調査は一定の条件のもとでアルバイト等非正規社員も含んでいる。また、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態、平均経験年数等の点において、完全に一致しているものではない。

4 賃金構造基本統計調査が企業規模 10 人以上の企業を対象とするのに対し、人事院の民間給与実態調査は事業所規模 50 人以上の事業所を対象としている。

2 職員の初任給の状況

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区分		世羅町	広島県	国
一般行政職	大学卒	161,600 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円

3 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区分		経験年数 10-15 年未満	経験年数 15-20 年未満	経験年数 20-25 年未満
一般行政職	大学卒	271,500 円	318,600 円	361,200 円
	高校卒	236,400 円	285,500 円	336,200 円

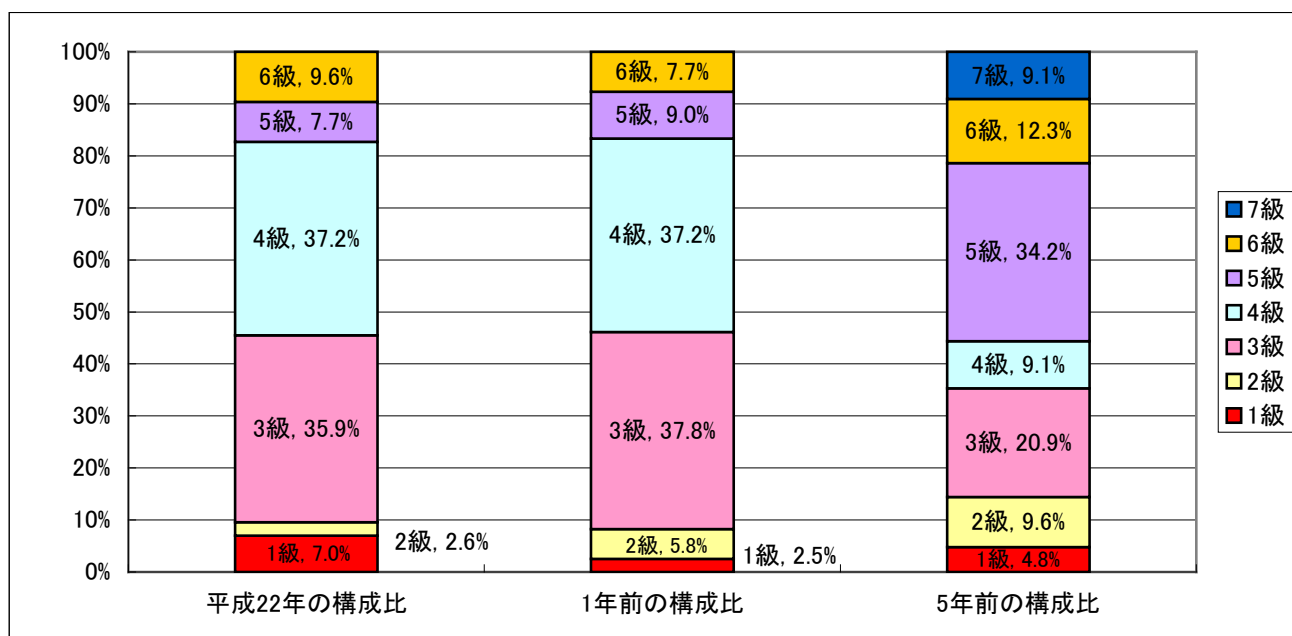
4 一般行政職の級別職員数等の状況

1 一般行政職の級別職員数の状況

(平成22年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1級	主事、技師	11	7.0
2級	主任主事、主任技師	4	2.6
3級	主任の職務	56	35.9
4級	係長又は主査の職務	58	37.2
5級	支所の課長、主幹、課長補佐又は所長の職務	12	7.7
6級	課長、室長、支所長又は局長の職務	15	9.6

(注) 1 世羅町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に7級制から6級制に変更している(旧給料表の3級及び4級を統合)。

2 昇給への勤務成績の反映状況

現在のところ管理職のみ人事評価を実施しており、勤務成績による昇給への反映を行う。
 ただし、懲戒処分を受けた職員や病気休暇又は欠勤などの日数が一定の日数を超えた職員については、懲戒処分の内容や休暇などの日数に応じて昇給する号給を減じ、又は昇給しないこととしている。

5 職員の手当の状況

1 期末・勤勉手当

世羅町	広島県	国
1人当たりの平均支給額 (H21年度) 1,392千円	1人当たりの平均支給額 (H21年度) 1,585千円	
(H21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5) 月分 (0.7) 月分	(H21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5) 月分 (0.7) 月分	(H21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5) 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) 職務の級による加算措置 ・ 役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

現在のところ管理職のみ人事評価を実施しており、勤勉手当の支給率について、管理職は勤務実績の反映を行い、その他の職員は一律で支給している。
ただし、懲戒処分を受けた職員や、欠勤又は休職などがあつた職員については、懲戒処分の内容やその日数に応じて勤勉手当の支給割合を減じている。

2 退職手当

(平成22年4月1日現在)

世羅町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.50月分 30.55月分	勤続20年 23.50月分 30.55月分
勤続25年 33.50月分 41.34月分	勤続25年 33.50月分 41.34月分
勤続35年 47.50月分 59.28月分	勤続35年 47.50月分 59.28月分
最高限度額 59.28月分 59.28月分	最高限度額 59.28月分 59.28月分
その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)
1人当たり平均支給額 22,047千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

3 地域手当

(平成22年4月1日現在)

支給実績 (平成21年度決算)		598千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度決算)		99,662円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
広島県広島市	3%	6人	10%

4 特殊勤務手当

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分		全 職 種	
支給実績 (H21 年度決算)		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (H21 年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H21 年度)		0 %	
手 当 の 名 称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
公害調査又は指導職員の特殊勤務手当	公害関係法令の規定に基づき、公害防止のために行う業務に従事する職員	公害調査	日 額 200 円
税務職員の特殊勤務手当	町税等徴収事務に従事する職員	出張徴収	日 額 200 円
防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当	防疫等作業に従事する職員	防疫等作業	日 額 200 円
野犬掃とう又は狂犬病予防注射に従事する職員の特殊勤務手当	野犬掃とう又は狂犬病予防注射に従事する職員	野犬掃とう	日 額 200 円
行旅病人、行旅死亡人又は捨て子の収容に従事する職員の特殊勤務手当	行旅病人、行旅死亡人又は捨て子の収容に従事する職員	行旅病人等の収容	日 額 200 円
山林立ち入り調査に従事する職員の特殊勤務手当	山林立ち入り調査に従事する職員	山林の境界調査	日 額 200 円

5 時間外勤務手当

支給実績 (H21 年度決算)	24,372 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (H21 年度決算)	114 千円
支給実績 (H20 年度決算)	14,679 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (H20 年度決算)	75 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

6 その他の手当

(平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国制と異 度の同	国制度と異なる場合	支給実績 (H21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (H21年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円	同		23,301千円	204,397円
	・扶養親族の子、父母等 6,500円				
	・配偶者以外の扶養親族1人(配偶者なし) 11,000円				
	・特定期間の加算 5,000円				
住居手当	借家、借間居住者 (最高支給限度額 27,000円)	同		7,840千円	201,024円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃等相当額	同	国は使用距離区分に応じ2,000円(片道2km以上)から最高24,500円	19,075千円	116,314円
	・交通用具使用者 通勤往復距離1km当たり20円(片道距離が2km未満0円)	異			
管理職手当	課長(本所)、室長 35,000円	異	国の制度 俸給表別、職務の級別、俸給特別調整額の区分別に定められた額を支給 (例) 行政職俸給表(一) 139,300円～46,300円	8,130千円	301,111円
	支所長 35,000円				
	主幹 25,000円				
	課長補佐 課長(支所) 25,000円				
	保育所長 25,000円				
	議会事務局長 35,000円				
学校給食センター所長、 せらにスタウンセンター所長 25,000円					
管理職員特別勤務手当	6時間以内 4,000円	同		282千円	6,000円
	6時間を超える 6,000円				

6 特別職の報酬等の状況

(平成22年4月1日現在)

	区 分	給 料 月 額 等	備 考
給料	町 長	700,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 802,000円/540,400円
	副 町 長	595,000円	665,000円/491,000円
報酬	議 長	280,000円	340,000円/256,000円
	副 議 長	231,000円	280,000円/210,000円
	議 員	210,000円	250,000円/180,000円
期末手当	町 長	(H21年度支給割合) 6月期 1.475月分 12月期 1.675月分 計 3.15月分	
	副 町 長		
	議 長	(H21年度支給割合) 6月期 1.475月分 12月期 1.675月分 計 3.15月分	
	副 議 長		
退職手当	町 長	(算定方法) (在職年数) × 5.0 × (給料月額)	(支給時期) 任期满了時等
	副 町 長	(在職年数) × 3.0 × (給料月額)	

7 職員数の状況

1 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人、各年4月1日現在)

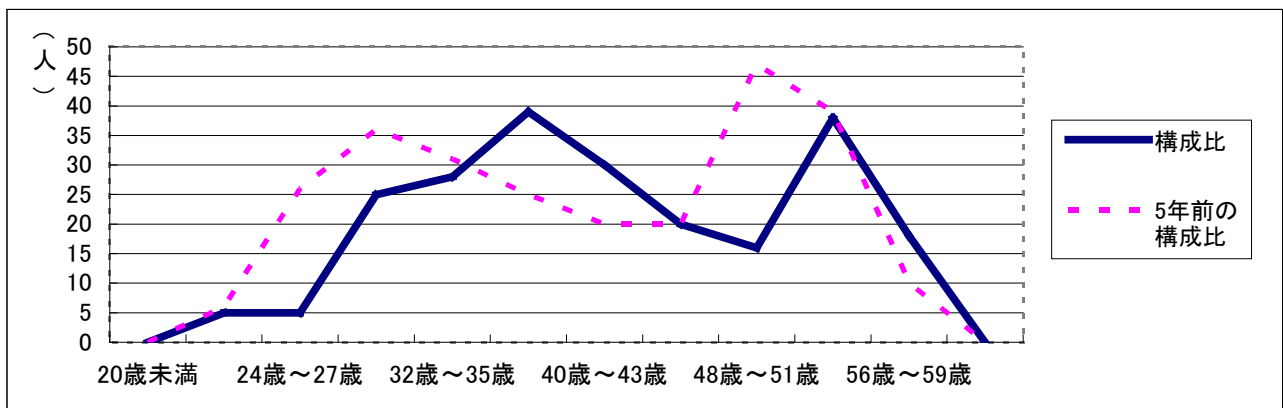
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成21年	平成22年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業、観光部門への県派遣職員増 ・ 財政、情報部門への県派遣職員減 など
		総務	48	46	▲2	
		税務	13	14	1	
		民生	55	55	0	
		衛生	10	11	1	
		労働	0	0	0	
		農林水産	21	22	1	
		商工	3	4	1	
		土木	13	13	0	
	計	165	167	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 91.61人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 85.74人)	
	教育部門	29	31	2	・ 学校統合準備室新設	
	消防部門	—	—	—		
	小計	194	198	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.62人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 105.83人)	
会計部門 公営企業等	水道	8	7	▲1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介保会計の人事異動による職員減 ・ 健康増進事業への職員配置 など	
	下水道	5	4	▲1		
	その他	19	16	▲3		
	小計	32	27	▲5		
合計		226 [271]	225 [271]	▲1 [-]	<参考> 人口1万人当たり職員数 122.20人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

2 教育長を含む。

3 []内は、条例定数の合計である。

2 年齢別職員構成の状況 (平成22年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	5	5	25	28	39	30	20	16	38	18	0	224

(注) 教育長は含まない。

3 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	過去 5 年間 の増減数(率)
一般行政	196	188	173	168	165	167	▲29 (▲14.8%)
教育	41	39	37	28	29	31	▲10 (▲24.4%)
消防	0	0	0	0	0	0	
普通会計計	237	227	210	196	194	198	▲39 (▲16.5%)
公営企業等会計計	24	28	31	31	32	27	3 (12.5%)
総合計	261	255	241	227	226	225	▲36 (▲13.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 職員の勤務時間（一般職の標準的なものを記入）

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

1 週間の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間	備考
38 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	60 分 12 : 00 ~ 13 : 00	—	

(注) 休憩時間：職員が勤務時間の途中において、勤務から開放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているもの。

2 年次有給休暇の取得状況

(平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
A	B	C	B/C	B/A %
7,854	1,749	200	8.7	22.3

3 特別休暇等の状況（平成22年7月1日現在）

(1) 休暇

休暇の種類	事由	期間	給料	
年次有給休暇	一年ごとにおける休暇	年20日（翌年への繰越し20日を限度）	有給	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給	
特別休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	裁判員、証人等としての出頭	裁判員、証人等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植のための骨髄液の提供	骨髄液の提供希望者としての登録又は骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間	有給
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一年において5日以内	有給
	結婚休暇	結婚する場合	連続する5日以内	有給
	産前休暇	7週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	有給
	保健指導・健康診査の受診	妊娠中・出産後1年以内の職員が保健指導・健康診査を受ける場合	必要と認められる期間	有給
	妊婦の通勤混雑緩和	妊娠中の職員が交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	1日につき1時間を超えない範囲内	有給
	生理休暇	職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	2日を超えない範囲	有給
	生後1年に達しない子を育てる場合	生後1年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内	有給
	職員の妻が出産する場合	職員の妻が出産する場合で、入院等の付き添い等のため勤務しないことが相当である場合	2日の範囲内	有給
	親族が死亡した場合	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ1日～7日	有給
	父母を追悼する場合	職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当である場合	1日の範囲内	有給
	夏季休暇	夏季における心身の健康の維持及び増進等のため勤務しないことが相当である場合	7月から9月までの期間内における3日の範囲内	有給
	感染症の予防等による交通遮断又は隔離	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通遮断又は隔離	必要と認められる期間	有給
	現住居の滅失、損壊	災害により職員の現住居が滅失、又は損壊した場合	7日の範囲内	有給
	災害等による出勤困難	災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	必要と認められる期間	有給
	退勤途上の危険回避	災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	有給
	子看休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がその子の看護をする場合	一年において5日（対象となる子が2人以上の場合は10日）以内	有給
短期介護休暇	要介護者の介護その他の町長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）以内	有給	
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で、疾病等により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	6月の期間内で必要と認められる期間	無給	

(2) 育児休業制度

種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	部分休業している時間について減額
育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	週19時間35分勤務等のいくつかの勤務形態から選択勤務。1月以上、1年以下の期間（更新可）	勤務時間数に応じた額を支給

9 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分者数（平成 21 年度）

区分		降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	地公法第 28 条 第 1 項第 1 号	—	—		
心身の故障の場合	地公法第 28 条 第 1 項第 2 号 第 2 項第 1 号	—	—	5	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第 28 条 第 1 項第 3 号	—	—		
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第 28 条 第 1 項第 4 号	—	—		
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第 28 条 第 2 項第 2 号			—	
条例で定めた事由による場合	地公法第 27 条 第 2 号			—	—
計		0	0	5	0

2 懲戒処分者数（平成 21 年度）

区 分		戒告	減給	停職	免職	訓告等
法令に違反した場合	地公法第 29 条 第 1 項第 1 号	—	—	—	—	—
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第 29 条 第 1 項第 2 号	1	—	—	—	5
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第 29 条 第 1 項第 3 号	—	—	—	—	—
計		1	0	0	0	5

(注) 「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対して訓告、嚴重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいう。

10 職員の服務に関すること

1 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づく派遣の状況 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

派遣形態根拠		法人名	派遣職員数（人）		
			役員	職員	合計
職員 派遣	—	—	—	—	—
合 計			0	0	0

2 営利企業等の従事許可の状況 (平成 22 年 10 月 1 日現在)

区 分	件	備考
許可件数	20	

(注) 営利企業等の従事許可の状況とは、営利企業及びその他の団地の役員等への就任・従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと等をいう。

11 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

1 職員の研修の状況

(1) 研修に関する基本方針の策定（地方公務員法第39条第2項）

策定の有無	策定期期
有	平成18年2月

(2) 研修の実施状況（平成21年4月1日から平成22年3月31日）

区分	実施場所等	研修名	受講者数（人）
一般研修	広島県自治研修センター	初任者研修	5
		中堅職員研修	21
		特別研修	25
		監督者・管理者研修	7
特別研修	広島県市町村振興協会	海外研修	0
企業研修	民間企業	企業研修	0
その他	世羅町	メンタルヘルス研修・財政 状況研修、自治センター指 定管理研修	445
合 計			503

2 職員の勤務成績の評定の状況（地方公務員法第40条）（平成21年4月1日から平成22年3月31日）

(1) 勤務評定の実施状況

実施の有無	導入時期
有（管理職のみ）	平成20年4月

（注）平成20年4月から管理職のみ実施している。

12 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（地方公務員法第43条第1項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって広島県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は（財）広島県市町村職員共済互助会に加入しています。

福利厚生状況

区 分	内 容
職員の保健等に関すること	定期健康診断の実施
広島県市町村職員共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ◎短期給付＝公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 <ul style="list-style-type: none"> ○保険給付 療養給付、入院時食事療養費、高額医療費など ○休業給付 傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など ○災害給付 弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金 ◎長期給付＝老後の経済生活を支援するための給付 <ul style="list-style-type: none"> ○退職共済年金 組合員期間が1ヶ月以上ある場合、一定条件を満たすことにより65歳から支給（65歳未満で受給できる特例あり） ○障害共済年金・一時金 組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったときに支給 ○遺族共済年金 組合員又は組合員であった者が死亡したとき遺族に支給 ◎福祉事業＝保健、貯金、貸付などの各事業 <ul style="list-style-type: none"> ○保健事業 短期人間ドック、ライフプラン講座など ○貯金事業 普通貯金の受け入れ ○貸付事業 普通貸付、住宅貸付、災害貸付、特別貸付など
(財)広島県市町村職員共済互助会	<ul style="list-style-type: none"> ◎福利厚生事業 短期人間ドック助成、保養所利用助成、長期勤続者旅行助成、育児図書配付など ◎積立年金事業 個人積立年金

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務中あるいは通勤途上で死亡し、または負傷や疾病により障害を負った場合などには、その者またはその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います(地方公務員法第45条第1項)。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況

(単位：件、平成21年度)

公務災害	通勤災害	計
2	0	2

3 措置要求・不服申立て

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや(地方公務員法第46条)、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは不服申立てをすることができます(同第49条の2第1項)。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

なお、世羅町では地方公務員法第7条第4項に基づき、この公平委員会にかかる事務処理を広島県人事委員会に委託しています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

区 分	平成 21 年度内の措置 要求の件数 A	平成 21 年度内の終結 件数 B	平成 21 年度末継続件 数 A-B
給 与	—	—	—
旅 費	—	—	—
勤務時間	—	—	—
休 暇	—	—	—
執務環境	—	—	—
厚生福利	—	—	—
転 任	—	—	—
任 用	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	0	0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

区分	平成 21 年度内の申立 件数 A	平成 21 年度内の終結 件数 B	平成 21 年度末継続件 数 A-B
分 限 処 分	降給	—	—
	降任	—	—
	休職	—	—
	免職	—	—
懲 戒 処 分	戒告	—	—
	減給	—	—
	停職	—	—
	免職	—	—
転任	—	—	—
その他	—	—	—
合計	0	0	0

13 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

1 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H20年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
H21年度	1,523,221	△122,870	42,556	2.79	2.46

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 市町村(政令指定 都市除く)平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
H21年度	7人	29,034	4,362	9,160	42,556	6,079	6,567

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成22年3月31日現在の人数である。

2 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成22年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
世羅町	44.3歳	352,499円	489,509円
市町村(政令指定都市除く)平均	45.6歳	366,719円	564,495円

- (注) 1 基本給とは、職員の給料及び扶養手当の合算額の平均である。
2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当、期末・勤勉手当を含む。

3 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

水道事業				世羅町			
1人当たりの平均支給額(H21年度)				1人当たりの平均支給額(H21年度)			
1,309千円				1,392千円			
(H21年度支給割合)				(H21年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.75	月分	1.4	月分	2.75	月分	1.4	月分
(1.5)	月分	(0.7)	月分	(1.5)	月分	(0.7)	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職務の級による加算措置				職務の級による加算措置			
役職加算 5~10%				役職加算 5~10%			

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

水道事業			世羅町		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・ 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			・ 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
1 人当たり平均支給額			1 人当たり平均支給額		
— 千円			22,047 千円		

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 21 年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 21 年度決算)		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 21 年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
広島県広島市	3%	0 人	3%

④ 時間外勤務手当

支給実績 (H21 年度決算)	259 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (H21 年度決算)	37 千円
支給実績 (H20 年度決算)	184 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (H20 年度決算)	23 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

⑤ その他の手当

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる場合	支給実績 (H21 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (H21 年度決算)
扶養手当	・ 配偶者 13,000 円	同		793 千円	158,600 円
	・ 扶養親族の子、父母等 6,500 円				
	・ 配偶者以外の扶養親族 1 人 (配偶者なし) 11,000 円				
	・ 特定期間の加算 5,000 円				
住居手当	借家、借間居住者 (最高支給限度額 27,000 円)	同		—	—
通勤手当	・ 交通機関利用者 運賃等相当額	同		381 千円	54,360 円
	・ 交通用具使用者 通勤往復距離 1 km 当たり 20 円 (片道距離が 2km 未満 0 円)				
管理職手当	課長 (本所) 35,000 円	同		360 千円	180,000 円
管理職特別勤務手当	6 時間以内 4,000 円	同		0 千円	0 円
	6 時間を超える 6,000 円				

(注) 「支給実績 (H21 年度決算)」と「支給職員 1 人当たり平均支給年額 (H21 年度決算)」の「—」は、支給対象者が 1 人であるため、金額を記載しない。

(2) 下水道事業

1 職員の給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H20年度の総費用に占める 職員給与費比率
H21年度	千円 387,036	千円 7,933	千円 19,574	% 5.06	% 2.63

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 市町村(政令指定 都市除く)平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
H21年度	3人	千円 12,931	千円 1,718	千円 4,925	千円 19,574	千円 6,525	千円 6,520

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成22年3月31日現在の人数である。

2 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成22年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
世羅町	42.7歳	357,500円	511,050円
市町村(政令指定都市除く)平均	44.6歳	363,354円	544,269円

- (注) 1 基本給とは、職員の給料及び扶養手当の合算額の平均である。
2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当、期末・勤勉手当を含む。

3 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

水道事業		世羅町	
1人当たりの平均支給額(H21年度) 1,642千円		1人当たりの平均支給額(H21年度) 1,392千円	
(H21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.5) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分		(H21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.5) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分	
(加算措置の状況) 職務の級による加算措置 役職加算 5~10%		(加算措置の状況) 職務の級による加算措置 役職加算 5~10%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

下水道事業			世羅町		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・ 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			・ 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
1 人当たり平均支給額			1 人当たり平均支給額		
— 千円			22,047 千円		

(注) 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 21 年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 下水道事業の 1 人当たり平均支給額は、平成 21 年度に退職した職員が 1 人であるため、金額を記載しない。

③ 地域手当

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 21 年度決算)		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 21 年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
広島県広島市	3%	0 人	3%

④ 時間外勤務手当

支給実績 (H21 年度決算)	146 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (H21 年度決算)	49 千円
支給実績 (H20 年度決算)	277 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (H20 年度決算)	92 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

⑤ その他の手当

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる場合	支給実績 (H21 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (H21 年度決算)
扶養手当	・ 配偶者 13,000 円	同		624 千円	208,000 円
	・ 扶養親族の子、父母等 6,500 円				
	・ 配偶者以外の扶養親族 1 人 (配偶者なし) 11,000 円				
	・ 特定期間の加算 5,000 円				
住居手当	借家、借間居住者 (最高支給限度額 27,000 円)	同		0 千円	0 円
通勤手当	・ 交通機関利用者 運賃等相当額	同		292 千円	146,160 円
	・ 交通用具使用者 通勤往復距離 1 km 当たり 20 円 (片道距離が 2km 未満 0 円)				
管理職手当	課長 (本所) 35,000 円	同		0 千円	0 円
	主幹 25,000 円				
管理職特別勤務手当	6 時間以内 4,000 円	同		0 千円	0 円
	6 時間を超える 6,000 円				